

平成30年9月20日  
秋田河川国道事務所  
湯沢河川国道事務所  
成瀬ダム工事事務所  
玉川ダム管理所

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する  
意見募集及び意見発表者の募集について」

- 国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」に基づき、雄物川の治水・利水・河川環境の整備と保全、維持管理を進めています。
- このたび、平成29年7月に発生した豪雨に伴い、河川整備計画における前期整備の対象洪水を見直した「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広くご意見を募集いたします。
- また、住民の皆様からの「意見を聴く場」を開催しますので、ご意見をいただく意見発表者を募集いたします。

○意見募集の実施について

別添1「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見募集  
について」を参照

○意見発表者の募集について

別添2「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）に対する意見発表  
者の募集について～『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』  
に対する意見を聴く場」の開催～」を参照

≪発表記者会≫

秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・角館支局・湯沢支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

【湯沢河川国道事務所】

住所 湯沢市関口字上寺沢 64 番地 2 号

TEL 0183-73-3174（代表）

副所長（河川） 齋藤 茂則（内線204）

○調査第一課長 高子 秀之（内線351）

平成30年9月20日

## 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案） に対する意見募集について

国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の見直しに向けた取り組みを進めています。

このたび「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様から広く意見を募集いたします。

### 1. 意見募集対象

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）

（以下「整備計画（変更素案）」という。）

※整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法については、5. をご参照ください。

### 2. 意見募集期間

平成30年9月25日（火）～平成30年10月24日（水）（17時必着）

※郵送の場合は当日消印まで有効

### 3. 応募方法

ご意見は、次のいずれかの方法にてご提出ください。

#### （1）意見書による提出

別紙ー1（意見提出様式）に下記の①～⑥をご記入のうえ、ご提出をお願いします。

- ① 氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名、担当部署名及び担当者名）
- ② 住所
- ③ 電話番号又は電子メールアドレス
- ④ 年齢（20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上）  
（企業、団体の場合は不要）
- ⑤ ご意見（ご意見に対する整備計画（変更素案）の該当頁と行も合わせて記載してください）
- ⑥ 意見募集を知った情報源

送付先：国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 調査第一課 宛

次のいずれかの方法でご提出ください。

- ① 郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2
- ② FAXの場合：0183-72-2164
- ③ 意見募集箱への投函の場合

別紙ー2の閲覧場所に設置している募集箱へ投函してください。

- (2) 湯沢河川国道事務所のホームページ（インターネット）への意見提出  
湯沢河川国道事務所のホームページ内の「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）  
（変更素案）」についての意見募集ページの書き込み欄に記入してください。  
意見募集ページ：

[http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01\\_kawa/iken/iken\\_2018.htm](http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2018.htm)

#### 4. 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見は別紙—1（意見提出様式）の意見書に200文字以内で記載して下さい。
- ②ご意見は日本語でご記入いただくようお願いします。
- ③ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、年齢、住所（都道府県名と市町村名）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤提出していただいたご意見については、東北地方整備局の考え方を示した上で、後日公表する予定です。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記1.～4.の意見の提出方法・内容に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・ 営業活動等営利を目的とした内容

#### 5. 整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法

整備計画（変更素案）は、次の方法で閲覧又は入手することができます。

##### ①インターネットによる閲覧・ダウンロード

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所ホームページをご覧ください。

[http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01\\_kawa/iken/iken\\_2018.htm](http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2018.htm)

##### ②閲覧場所での資料の閲覧

別紙—2の閲覧場所において、整備計画（変更素案）を閲覧することができます。

閲覧期間：平成30年10月24日（水）17時まで

なお、閲覧場所に備え付けの閲覧資料は貸し出しできませんのでご了承ください。

〈応募手続等に関する問い合わせ先〉

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

TEL 0183-73-3174(代表)

副所長（河川） 齋藤 茂則（内線 204）

○調査第一課長 高子 秀之（内線 351）

平成30年9月20日

## 雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案） に対する意見発表者の募集について

～『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する  
意見を聴く場』の開催～

国土交通省東北地方整備局では、「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の見直しに向けた取り組みを進めています。

このたび「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」を作成しましたので、関係する住民の皆様からご意見をお聴きするため『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する意見を聴く場』を開催しますので、以下のとおり意見発表者を募集いたします。

### 1. 意見聴取対象

雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）

（以下「整備計画（変更素案）」という。）

※整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法については、7.をご参照ください。

### 2. 開催日時・場所

#### ①秋田会場

開催日時：平成30年10月12日（金）

19：00～21：00（受付は18：30より）

開催場所：＜秋田市雄和市民サービスセンター＞

〒010-1223 秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1

#### ②大仙会場

開催日時：平成30年10月17日（水）

19：00～21：00（受付は18：30より）

開催場所：＜大仙市大曲交流センター＞

〒014-0063 秋田県大仙市大曲日の出町二丁目7番53号

### ③湯沢会場

開催日時：平成30年10月18日（木）

19:00～21:00（受付は18:30より）

開催場所：＜湯沢市役所＞

〒012-0824 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

- ・各会場の場所（地図）については、別紙—3～5をご参照ください。
- ・ご意見を発表されない方でも、傍聴することは可能です。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とさせていただきます（各会場30名程度）。

### 3. 応募対象者

秋田県内にお住まいの方

### 4. 応募方法

ご意見の発表には事前の申し込みが必要です。

発表を希望される方は、別紙—6（意見発表応募用紙）にてご応募ください。

応募先：国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 調査第一課

次のいずれかの方法でご応募ください。

(1) 郵送の場合：〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2

(2) FAXの場合：0183-72-2164

(3) 電子メールの場合：thr-yuzawa01@mlit.go.jp

（件名に、「雄物川水系河川整備計画（変更素案）に対する意見を聴く場」と明記してください。）

※ 切：平成30年10月10日（水）17時必着

- ・ご意見の発表は、お一人につき3会場のいずれか1会場において1回とさせていただきます。
- ・応募者が多数となった場合には、先着順とさせていただきます。あらかじめご了承ください。
- ・ご意見を発表いただく方には、事前にお電話にて発表の流れ等のお知らせをいたします。

### 5. 当日の受付

- ・会場にお越しの際は、会場で受付をお願いいたします（傍聴者も含みます）。
- ・ご意見を発表される方（4. で意見発表の応募をされ、発表いただく連絡を受けた方）は、受付時に係の者にお申しつけください。発表の順番等をお伝えします。

### 6. 当日の進行

①ご意見を発表いただくのに先立ち、整備計画（変更素案）の概要説明を行います（10分程度）。

②①の後、受付時にお伝えした順番で発表をお願いいたします。

ご意見の発表にあたっては、別紙—7の「整備計画（変更素案）に対するご意見の発表にあたっての留意事項」をご理解いただいた上で、発表をお願いいたします。

## 7. 整備計画（変更素案）の閲覧・入手方法

整備計画（変更素案）は、次の方法で閲覧又は入手することができます。

### ○インターネットによる閲覧・ダウンロード

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所ホームページをご覧ください。

[http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01\\_kawa/iken/iken\\_2018.htm](http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/01_kawa/iken/iken_2018.htm)

### ○閲覧場所での資料の閲覧

別紙ー２の閲覧場所において、整備計画（変更素案）を閲覧することができます。

閲覧期間：平成30年10月24日（水）17：00まで

なお、閲覧場所に備え付けの閲覧資料は貸し出しできませんので、ご了承ください。

（応募手続等に関する問い合わせ先）

国土交通省 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所

TEL 0183-73-3174(代表)

副所長（河川） 齋藤 茂則（内線 204）

○調査第一課長 高子 秀之（内線 351）

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 調査第一課 宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に対する

**意見書**

①氏名(フリガナ)		
②住所（都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。）		
③電話番号又は電子メールアドレス		
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに200文字以内で記載してください。
頁	行	
⑥今回の意見募集をどのように知りましたか？		ホームページ（国土交通省） ・ 市町村広報誌 ・ 閲覧場所 その他（ ）

※いただいたご意見に関する個人情報、目的以外では使用いたしません。

記載例

別紙—1 (意見提出様式)

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 調査第一課 宛

「雄物川水系河川整備計画 (大臣管理区間) (変更素案)」に対する

意見書

①氏名(フリガナ)		東北 太郎 (トウホク タロウ)
②住所 (都道府県名と市町村名までは、必ずご記入ください。)		秋田県湯沢市
③電話番号又は 電子メールアドレス		0183-●●-●●●●
④年齢		20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上
意見該当箇所		⑤ご意見ごとに200文字以内で記載してください。
頁	行	
■	◆	【意見1】(複数意見がある場合にはご意見ごとに分けてください) ●●については、.....であり、..... .....ではないか。
○	×	【意見2】 ●●については、.....であり、..... .....と思う。
△	▲	【意見3】 ○○は、.....である。 また、.....の場合は、..... も考えられる。 上記を勘案すると、.....が望ましいと考えられる。
⑥今回の意見募集を どのように知りましたか?		ホームページ(国土交通省) ・ 市町村広報誌 ・ 閲覧場所 その他 ( )



## ◆ 「雄物川水系河川整備計画(変更素案)」の閲覧場所

※平成30年9月25日(火)から閲覧可能

別紙-2

地域	機関	閲覧場所	担当課	住所	閲覧時間
秋田市	国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所	調査第一課	〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
		東北地方整備局 秋田河川国道事務所 茨島出張所		〒010-0065 秋田県秋田市茨島5丁目6-28	
	秋田県	秋田県庁 本庁舎	建設部 河川河防課	〒010-8570 秋田県秋田市山王4丁目1-1	
		秋田県 秋田地域振興局		〒010-0951 秋田県秋田市山王4丁目1-2	
	秋田市	秋田市役所 本庁舎	建設部 道路建設課	〒010-8560 秋田県秋田市山王1丁目1番1号	
		秋田市役所 雄和市民サービスセンター		〒010-1223 秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1	
大仙市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲出張所		〒014-0054 秋田県大仙市大曲金谷町25-40	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 大曲国道維持出張所		〒014-0067 秋田県大仙市飯田字大曲端128	
	秋田県	秋田県 仙北地域振興局		〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町13-62	
	大仙市	大仙市役所 大曲南庁舎	建設部 道路河川課	〒014-0063 秋田県大仙市大曲日の出町2丁目8番4号	
		大仙市役所 神岡支所		〒019-1701 秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16番地3	
		大仙市役所 西仙北支所		〒019-2112 秋田県大仙市刈野字本町5	
		大仙市役所 中仙支所		〒014-0203 秋田県大仙市北長野字茶畑141	
		大仙市役所 協和支所		〒019-2411 秋田県大仙市協和境字野田4番地	
		大仙市役所 仙北支所		〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地	
		大仙市役所 太田支所		〒019-1613 秋田県大仙市太田町太田字新田田尻3番地4	
		大仙市役所 南外支所		〒019-1902 秋田県大仙市南外字下袋218	
	その他	道の駅 かみおか		〒019-1702 秋田県大仙市北嶺岡字船戸187	
		道の駅 なかせん		〒014-0207 秋田県大仙市長野字高畑95-1	
		道の駅 協和		〒019-2412 秋田県大仙市協和荒川字新田表15-2	

地 域	機 関	閲 覧 場 所	担 当 課	住 所	閲 覧 時 間
横手市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 十文字出張所		〒019-0522 秋田県横手市十文字町西上38-3	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	秋田県	秋田県 平鹿地域振興局		〒013-8502 秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
	横手市	横手市役所 (平鹿地域振興局庁舎内)	建設課	〒013-8502 秋田県横手市旭川1丁目3番41号	
		横手市役所 増田地域局		〒019-0701 秋田県横手市増田町増田字土肥館173番地	
		横手市役所 横手地域局		〒013-8601 秋田県横手市条里1丁目1番64号(条里南庁舎)	
		横手市役所 平鹿地域局		〒013-0105 秋田県横手市平鹿町浅舞字覚町後138番地	
		横手市役所 雄物川地域局		〒013-0205 秋田県横手市雄物川町今宿字鳥田1番地	
		横手市役所 大森地域局		〒013-0514 秋田県横手市大森町字大中島268番地	
		横手市役所 十文字地域局		〒019-0529 秋田県横手市十文字町字海道下7番地	
		横手市役所 山内地域局		〒019-1108 秋田県横手市山内土沢字二瀬8番地4	
		横手市役所 大雄地域局		〒013-0461 秋田県横手市大雄字三村東18番地	
	その他	道の駅 十文字		〒019-0529 秋田県横手市十文字町字海道下21番地4	
道の駅 さんない			〒019-1108 秋田県横手市山内土沢字小目倉沢34-8		
湯沢市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所	調査第一課	〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	
		東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 湯沢国道維持出張所		〒012-0855 秋田県湯沢市愛宕町5丁目1-3	
	秋田県	秋田県 雄勝地域振興局		〒012-0857 秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
	湯沢市	湯沢市役所 本庁舎	建設部 建設課	〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号	
		湯沢市役所 稲川総合支所		〒012-0105 秋田県湯沢市川陣町字上平城120番地	
		湯沢市役所 雄勝総合支所		〒019-0204 秋田県湯沢市横堀字下柴田39番地	
		湯沢市役所 皆瀬総合支所		〒012-0183 秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台51番地	
	その他	道の駅 おがら		〒019-0205 秋田県湯沢市小野字橋本90	

地 域	機 関	閲 覧 場 所	担 当 課	住 所	閲 覧 時 間
羽後町内	羽後町	羽後町役場	建設課	〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野177	8時30分～17時00分(土日、休日を除く)
	その他	道の駅 うご		〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野200	
東成瀬村内	国土交通省	東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所	調査設計課	〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字宮田97-1	
	東成瀬村	東成瀬村役場	建設課	〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	
仙北市内	国土交通省	東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 秋田駒ヶ岳山系砂防出張所		〒014-1201 秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2-16	
		東北地方整備局 玉川ダム管理所		〒014-1205 秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	
	仙北市	仙北市役所 西木庁舎	建設部 建設課	〒014-0592 秋田県仙北市西木町上荒井字古堀田47	
		仙北市役所 角館庁舎		〒014-0392 秋田県仙北市角館町東勝楽丁19	
		仙北市役所 中町庁舎		〒014-0318 秋田県仙北市角館町中町36	
		仙北市役所 田沢湖庁舎		〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	
美郷町内	美郷町	美郷町役場 第二庁舎	建設課	〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170 番地7	
		美郷町役場 六郷出張所		〒019-1404 秋田県仙北郡美郷町六郷字安楽寺122 番地	
		美郷町役場 仙南出張所		〒019-1234 秋田県仙北郡美郷町飯詰字北中島37 番地1	
	その他	道の駅 雁の里せんなん		〒019-1302 秋田県仙北郡美郷町金沢字下館124	

①秋田会場

秋田市雄和市民サービスセンターへのアクセス



【所在】 秋田県秋田市雄和妙法字上大部48-1

## ②大仙会場

### 大仙市大曲交流センターへのアクセス



【所在】 秋田県大仙市大曲日の出町二丁目7番53号

### ③湯沢会場

#### 湯沢市役所へのアクセス



【所在】 秋田県湯沢市佐竹町1番1号

（受付番号： \_\_\_\_\_ ）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないで下さい。

## 応 募 用 紙

国土交通省東北地方整備局  
湯沢河川国道事務所 調査第一課 宛

「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」について意見を発表したいので、次のとおり応募します。

（ふりがな）

氏名 \_\_\_\_\_

郵便番号 \_\_\_\_\_

住 所 秋田県 \_\_\_\_\_ 市・町・村

電話番号 \_\_\_\_\_

年齢 （○で囲んで下さい）

20歳未満・20代・30代・40代・50代・60歳以上

【意見の発表を希望する会場】（希望される会場を○で囲んで下さい）

①秋田会場    ②大仙会場    ③湯沢会場

※いただいた個人情報は、目的以外では使用いたしません。

【発表したいご意見の要旨】

※200文字以内で記載して下さい。

氏名 (ふりがな)	

※ご記入いただいた内容については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。ただし、いただいたご意見とともに、年齢、住所（都道府県名と市町村名のみ）を公表する場合があります。



「雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）」に  
対するご意見の発表にあたっての留意事項

『雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）』に対する意見を聴く場は、雄物川水系河川整備計画（大臣管理区間）（変更素案）について、秋田県内にお住まいの方からご意見をお聴きするものです。

（発表にあたっての留意事項）

- 1) ご意見の発表は、お一人につき5分を目安に行ってください。次の方の発表もありますので、大幅に超過する場合には途中で打ち切らせていただく場合があります。
- 2) 発表時間は、全体で100分程度としています。
- 3) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 4) 会場において、ビラ、チラシ等の配布及び掲示等はできません。
- 5) 代理人による意見発表はできません（お申し込み本人のみ可）。
- 6) 意見を聴く場において、質問することはできません。
- 7) いただいたご意見に対して、本会場では、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承ください。提出していただいたご意見については、東北地方整備局の考え方を示した上で、後日公表する予定です。
- 8) 意見の内容は、予め提出いただいている「応募用紙」に記載された意見の要旨に沿って発表して下さい。「応募用紙」に記載された範囲での発表とさせていただきます。
- 9) いただいたご意見について、後日確認をさせていただく場合があります。
- 10) ご意見の発表において、下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 11) 他の方の発言の支障とならないよう、ご自身の発表時間以外でのご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断した場合には、ご退室いただく場合があります。
- 12) ご意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音をさせていただきます。
- 13) いただいたご意見とともに、発表された方の年齢、住所（都道府県名と市町村名）を公表する場合があります。

# 《参考》雄物川水系河川整備計画の変更について

「雄物川水系河川整備計画」は、河川法第16条に基づき平成20年1月に策定された「雄物川水系河川整備基本方針」に沿って、当面実施する河川工事の目的・種類・場所等の具体的事項を示す法定計画として平成26年11月に策定され、平成27年に発生した関東・東北豪雨を踏まえ、水防災意識社会を再構築する取組を行うこと、並びに、成瀬ダムの型式等諸元の変更（第1回：平成29年4月）を経て、雄物川の河川整備における治水・利水・環境の目標とされてきました。

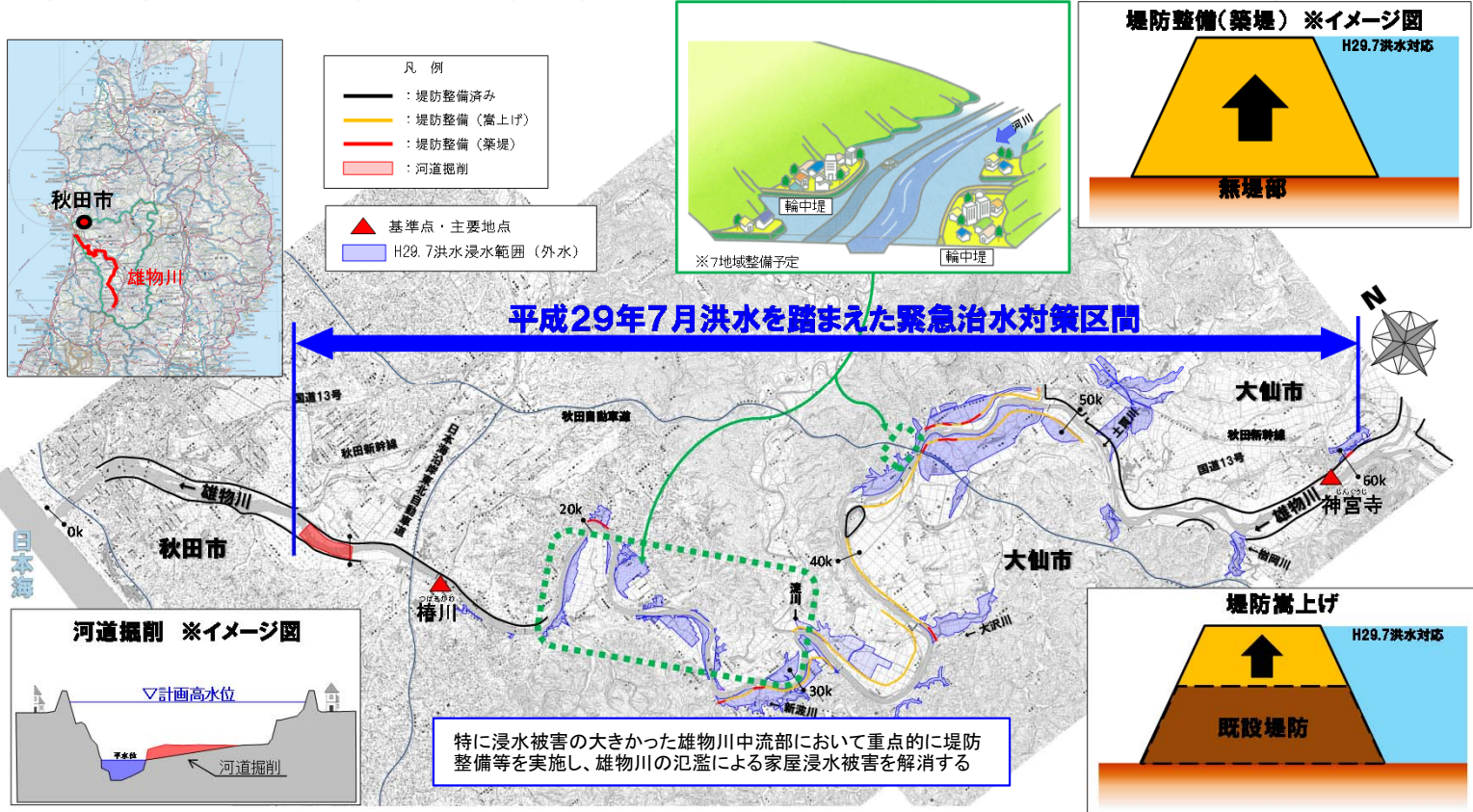
今回、平成29年7月の大雨により雄物川流域で多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策等を行うことから整備計画に定められた前期整備の対象洪水を変更し、併せて上流部で流水の阻害となっている固定堰の改築を実施段階に移行するため、本計画の変更（第2回）を行うものです。

## 平成29年7月洪水を受けた見直し

### ◆平成29年7月洪水を踏まえた緊急治水対策に伴い、前期整備の対象洪水を見直し

●平成29年7月の大雨により多くの浸水被害が発生し、その対策として雄物川中流部において緊急治水対策を行うことから、現行の雄物川水系河川整備計画において「昭和62年8月洪水」としている前期整備の対象洪水を「平成29年7月洪水」に見直しを行います。

※前期整備とは、河川整備計画の整備期間（概ね30年間）の前期に優先して実施する河川整備です。



## 山田頭首工の整備段階の見直し

### ◆整備段階を「改築対象固定堰」に見直し

●現行の雄物川水系河川整備計画において「対策検討対象固定堰」としている山田頭首工の整備段階を「改築対象固定堰」に見直しを行います。

可動堰への改築により、流下能力の確保が可能となります。

